また、同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

（千葉地方裁判所判事）判事　永谷　典雄
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　東　亜由美
（同）同　手嶋あさみ
兼官を免ずる（各通）（以上三月二十七日）

法務省

難民審査参与員に任命する（各通）（三月二十六日）
夏目　大造　牛草　哲朗
（広島地方検察庁特別刑事部長）
検事　佐野　嘉信
東京高等検察庁検事に配置換する
（水戸地方検察庁検事）同　寺下　征司
東京地方検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁検事）同　松川　將也
（広島地方検察庁検事）同　大川　良
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）（以上三月二十七日）

官庁報告

官庁事項

防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、防衛省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年３月31日　防衛大臣　小泉進次郎

防衛省防災業務計画の修正について

一　修正の目的
自衛隊の災害派遣に関する自治体等との調整状況を踏まえ、防衛省防災業務計画の修正を行った。

二　修正年月日
令和８年３月23日

三　修正の要旨
自衛隊の災害派遣の判断基準に係る記載を本計画内に明記するほか、所要の修正等を行った。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告